

指定通所介護事業及び指定介護予防型通所サービス事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人光薫福祉会（以下、本会）が開設する指定通所介護事業及び指定介護予防型通所サービス事業所（以下、本事業所）は、老人福祉法第5条の2に規定する厚生省令で定める施設（特別養護老人ホーム等）又は同法第20条の2の規定に基づく老人福祉施設として、在宅老人の通所による各種のサービスを提供し、老人及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 本事業は、前条の目的を達成するために、要介護者又は要支援者（以下、利用者）が、入浴及び食事の提供その他の日常生活の世話や機能訓練を受け、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 青葉デイサービスセンター
- (2) 所在地 福岡市東区青葉2-14-9

(職 員)

第4条 青葉デイサービスセンター（以下、本所）に勤務する職員職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
- (2) 生活相談員 2名以上
- (3) 看護職 2名以上
- (4) 介護職員 10名以上
- (5) 機能訓練指導員 2名以上

(職員の職務の内容)

第5条 職員の職務は次のとおりとする。

- (1) 管理者は、本会の生活相談員その他の従事者の管理、本事業の実施状況の把握、その他の管理を行うとともに、従事者にこの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- (2) 生活相談員は、本事業所に対する指定通所介護及び介護予防型通所サービスの利用申し込みに係る調整、介護職員等に係る技術指導、通所介護計画及び介護予防通所介護計画の作成等を行う。
- (3) 看護職員は、利用者の保健衛生に留意し健康管理を行う。
- (4) 介護職員は、利用者への介護を含むサービスの実践に努める。

(営業日及び営業時間)

第6条 本所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は、通常月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から翌年1月1日までを除く。
- (2) 営業時間は、午前8時30分から午後5時30分とする。

(3) サービス時間は午前8時30分から午後5時00分までとする。

(利用定員)

第7条 本所の利用定員は次のとおりとする。

(1) 通所介護事業及び介護予防型通所サービス事業 55名

(サービスの内容)

第8条 本所のサービスの内容は次の通りとする。

- | | | | |
|---------------|--------------|----------|----------|
| (1) 基本事業 | ア 生活介護 | イ 日常動作訓練 | ウ 養護 |
| | エ 家族介護者教室 | オ 健康チェック | カ 送迎 |
| (2) 通所事業 | ア 入浴サービス | イ 給食サービス | ウ 個別機能訓練 |
| | エ 栄養ケアマネジメント | オ 口腔機能向上 | |
| (3) サービス提供の場所 | 本所の1階部分 | | |

(利用料金等)

第9条 本所の利用料の額は次の通りとする。(別表)

- (1) 厚生労働大臣が定める基準によるものとし、その費用の自己負担割合額とする
(2) その他レクリエーション、工作等で別途必要とするもの(実費)

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施範囲は、福岡市東区とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第11条 管理者は、サービス利用にあたって次の各号に該当する利用者に対し、施設利用を一時停止させる事ができる。

- (1) 疾病等により、医療機関に入院して治療をうける必要がある者
(2) 伝染病疾患を有し、他に伝染させるおそれがある者
(3) 他に著しい迷惑を及ぼすおそれがある者

(緊急時、事故発生時における対応方法)

第12条 管理者は、利用者等の容態が急変、その他、事故発生など緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、主治医、関係医療機関に連絡し、適切な処置を行う。

(高齢者虐待について)

第13条 事業所は要介護者又は事業所の職員による虐待が発生した場合、行政機関への通報など適切な対応を行う。また、高齢者虐待防止委員会を設置し定期的な研修を行うなど虐待の発生、再発の防止に努める。

(感染症又は非常災害の対策)

第13条 管理者は非常災害の対策として、防火管理規定に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) 消火器、消火栓等の消火設備、非常口等の非難の設備、非常ベル等の警報設備を設け、常にこれらの設備を整備しておくこと。
- (2) 常に所轄消防機関との連携を密にし、非常災害に備えた防災計画書を作成、避難、救出及び消火に関する訓練を年2回以上実施すること。
- 2 管理者は、風水雪害等天災事変の場合、利用者の安全を期するため本所を閉鎖することができる。この場合電話等で利用者各人にその旨連絡し、苦情が無いよう対応する。
- 3 感染症の蔓延防止に努め、感染症が発生した場合に備え事業継続計画書を作成し研修を行う。

(その他運営に関する留意事項)

第14条 本事業の社会的使命を十分認識し、常に職員の資質向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに業務推進体制を整備する。

- 2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるために、職員でなくなつた後においてもこれらの秘密を守るべき旨を職員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、本事業の運営に関する重要事項は本会が定める。

(附 則)

この規程は平成12年4月1日から施行する。
この規程は平成14年2月1日から施行する。
この規程は平成17年10月1日から施行する。
この規程は平成18年4月1日から施行する。
この規程は平成19年8月1日から施行する。
この規程は平成19年9月1日から施行する。
この規程は平成21年4月1日から施行する。
この規程は平成24年4月1日から施行する。
この規程は平成26年4月1日から施行する。
この規程は平成27年4月1日から施行する。
この規程は平成28年12月1日から施行する。
この規程は平成29年4月1日から施行する。
この規程は平成29年8月1日から施行する。
この規程は平成29年9月1日から施行する。
この規程は平成30年4月1日から施行する。
この規程は平成31年4月1日から施行する。
この規程は令和1年7月1日から施行する。
この規程は令和2年4月1日から施行する。
この規程は令和3年4月1日から施行する。
この規程は令和4年4月1日から施行する。
この規定は令和6年5月1日から施工する。

(別表：第9条関係)

利 用 料 金 表

(1) 通所介護

ア. 基本サービス（日額）

| 内 容 | 利用時間 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
|----------------------|--------|---------|---------|---------|----------|----------|
| 1. サービス利用料金 | 6~7 時間 | 6,102 円 | 7,200 円 | 8,318 円 | 9,415 円 | 10,533 円 |
| | 7~8 時間 | 6,876 円 | 8,119 円 | 9,405 円 | 10,690 円 | 11,966 円 |
| 2. 介護保険からの給付額（1割の場合） | 6~7 時間 | 5,491 円 | 6,480 円 | 7,486 円 | 8,473 円 | 9,479 円 |
| | 7~8 時間 | 6,188 円 | 7,307 円 | 8,464 円 | 9,621 円 | 10,796 円 |
| 3. 自己負担額（1割負担） | 6~7 時間 | 611 円 | 720 円 | 832 円 | 942 円 | 1,054 円 |
| | 7~8 時間 | 688 円 | 812 円 | 941 円 | 1,069 円 | 1,200 円 |
| 4. 自己負担額（2割負担） | 6~7 時間 | 1,222 円 | 1,440 円 | 1,664 円 | 1,884 円 | 2,108 円 |
| | 7~8 時間 | 1,376 円 | 1,624 円 | 1,882 円 | 2,138 円 | 2,400 円 |
| 5. 自己負担額（3割負担） | 6~7 時間 | 1,833 円 | 2,160 円 | 2,496 円 | 2,826 円 | 3,162 円 |
| | 7~8 時間 | 2,064 円 | 2,436 円 | 2,823 円 | 3,207 円 | 3,600 円 |

イ. 各種加算（日額）

| 内 容 | 入浴費用 | 個別機能訓練 | | | ADL 維持等加算 | | サービス提供体制強化加算 I | 介護職員処遇改善加算 I | 特定介護職員等処遇改善加算 I |
|-------------|--------------------------------|--------|-------|--------|-----------|---------|----------------|---------------------------|---------------------------|
| | | (I)イ | (I)ロ | (II) | (I) | (II) | | | |
| 1. サービス利用料金 | 418 円 | 585 円 | 794 円 | 209 円 | 313 円 | 627 円 | 229 円 | 合計単位数の 1,000 分 59 加算となります | 合計単位数の 1,000 分 12 加算となります |
| 2. 介護保険の給付額 | 376 円 | 526 円 | 714 円 | 188 円 | 281 円 | 564 円 | 206 円 | | |
| 3. 自己負担1割額 | 42 円 | 59 円 | 80 円 | 月 21 円 | 月 32 円 | 月 63 円 | 23 円 | | |
| 4. 自己負担2割額 | 84 円 | 118 円 | 160 円 | 月 42 円 | 月 64 円 | 月 126 円 | 46 円 | | |
| 5. 自己負担3割額 | 126 円 | 177 円 | 240 円 | 月 63 円 | 月 96 円 | 月 189 円 | 69 円 | | |
| 6. 食事 | 550 円※当日 10 時 30 分以降のキャンセル時も請求 | | | | | | | | |

ウ. 感染症又は災害の発生を理由とする利用者減少が生じた場合の特例

| | |
|------------------------------|---|
| 事業所規模が変更となるような利用者数の減少が発生した場合 | 事業所規模の区分を年度途中でも変更します。利用者数が戻れば元の区分になります。 |
| 月平均で 5 %以上利用者数が減少した場合 | 利用者数が発生した翌々月から 3 か月間又は人數戻るまで 3 %の加算を算定します |

エ. 送迎減算（日額）

| | |
|------------------------|--|
| 自己若しくは家族送迎 自宅以外への送迎 | 片道につき 1 割負担の方 50 円・2 割負担の方 100 円・3 割負担の方 は 150 円がサービス費より引かれます |
|------------------------|--|

(2) 介護予防型通所サービス

ア. 基本サービス（月額）

| 内 容 | 要支援1 | 要支援2 | 要支援2（週1回程度） |
|----------------|---------|---------|-------------|
| 1. サービス利用料金 | 18,789円 | 37,839円 | 18,789円 |
| 2. 介護保険からの給付額 | 16,910円 | 34,055円 | 16,910円 |
| 3. 自己負担額（1割負担） | 1,879円 | 3,784円 | 1,879円 |
| 4. 自己負担額（2割負担） | 3,758円 | 7,568円 | 3,758円 |
| 5. 自己負担額（3割負担） | 5,637円 | 11,352円 | 5,637円 |

イ. サービス提供体制強化加算I（月額）

| 内容 | 要支援1 | 要支援2 |
|----------------|------|--------|
| 1. サービス利用料金 | 919円 | 1,839円 |
| 2. 介護保険からの給付額 | 827円 | 1,655円 |
| 3. 自己負担額（1割負担） | 92円 | 184円 |
| 4. 自己負担額（2割負担） | 184円 | 368円 |
| 5. 自己負担額（3割負担） | 276円 | 552円 |

※料金は端数処理に伴い増減する場合があります

ウ. 食事の材料の提供（昼食費）

契約者に提供する食事にかかる費用です。当日10時30分以降のキャンセル時は食事代を
いただきます 1回あたり550円